## 添付法令資料 4:

越境監督所を通じた自動車の一時輸入又は一時輸出に関する 2019 年 5 月 7 日付 インドネシア共和国財務大臣規則 No.52/PMK.04/2019(目次) 公布の日から 30 日後に施行

第1章 総則(第1条)

第2章 越境監督所を通じた自動車の一時輸入

第1節 自動車の一時輸入(第2条ないし第6条)

第2節 再輸出による完了(第7条及び第8条)

第3節 再輸出以外による完了(第9条ないし第13条)

第4節 通関 (トランジット) (第14条)

第5節 自動車申告の交換(第15条及び第16条)

第3章 自動車の一時輸出

第1節 一時輸出(第17条ないし第20条)

第2節 自動車の再輸入(第21条及び第22条)

第4章 越境監督所を通じた自動車の一時輸入に対する監督 (第23条ないし第25 条)

第5章 制裁(第26条)

第6章 雑則(第27条ないし第31条)

第7章 終則(第32条及び第33条)